税金

所得税の控除

障害者控除の区分	対象となる人	控除額
障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳３級～６級、療育手帳Ｂ判定もしくは精神障害者保健福祉手帳２級又は３級を所持している者 など	２７万円
特別障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳Ａ判定もしくは精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者 など	４０万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている者 （注１）施設に入所されている場合は、同居とはなりません。	７５万円

※「対象となる人」は、原則として手帳の交付を受けられている人ですが、手帳交付申請中などにより手帳の交付を受けていない場合でも該当する場合があります。詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

●手続き

給与所得者の場合は、お勤め先へ申し出てください。それ以外で確定申告が必要な方は、その際に申告してください。（手続きの際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等が必要です。）

●お問い合わせ

香椎税務署　〒813-8681　福岡市東区千早６－２－１　　TEL　092-661-1031
自動音声によりアナウンスされた番号を選択していただくと、以下のとおりご案内します。
※利用時間：午前８時３０分から午後５時まで。（土、日、祝日を除く。）

税務署に電話すると、自動音声応対にて受付
自動音声にしたがって番号を選択
（番号をプッシュ又はダイヤルしてください。）

国税に関する一般的なご相談の方は『１』を選択

税務署からの照会やお尋ね又は職員にご用の方は『２』を選択

電話相談センター（国税局電話相談センター職員がお答えします。）

電話相談センターでは、国税に関するご質問やご相談を次の区分に応じてお受けしています。
（ご相談の内容に応じて次の番号をお選びください。）
① 所得税
② 源泉徴収、支払調書
③ 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
④ 法人税
⑤ 消費税、印紙税
⑥ その他

香椎税務署

※税務署での面接相談をご希望の方は、事前の予約をお願いします。

住民税の控除

控除の種類	対象となる人	所得控除額
普通障害者	本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が身体障害者手帳３級～６級、療育手帳Ｂ判定、もしくは精神障害者保健福祉手帳２級以下の所持者等	２６万円
特別障害者	本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が身体障害者手帳１，２級、療育手帳Ａ判定、もしくは精神障害者保健福祉手帳１級の所持者等	３０万円
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が上記の特別障害者に該当し、納税者もしくは納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族と同居している人（注：施設等に入所されている場合は、同居とはなりません）。	５３万円

※本人の合計所得金額（前年分）が１３５万円以下で障がい者の方は非課税です。

●手続き

上記の控除を受ける場合、市県民税申告が必要です。（年末調整や確定申告で既に上記の控除について申告されている方や、税額の決定に必要な情報が公的年金の源泉徴収票に記載されている方は、改めて市県民税申告をする必要はありません。）

手続きの際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などが必要です。

●お問い合わせ

宗像市役所　税務課　市民税係
TEL　0940-36-7350　　FAX　0940-36-2831

相続税の控除・贈与税の非課税

① 相続税の控除

障害者の方が相続した場合、年齢に応じて相続税額が控除されます。

② 贈与税の非課税

特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託受益権の価額のうち６，０００万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は３，０００万円）までの価額が非課税とされます。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に、「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

●お問い合わせ

相続税・贈与税について　　香椎税務署（２６ページの●お問い合わせをご覧ください）
特定障害者扶養信託について　各信託銀行等

自動車税（環境性能割・種別割）及び
軽自動車税（環境性能割）等の減免

下記に示す ①障がい者等本人が自動車を所有し、自ら運転する場合 ②生計を同じくする三親等以内の者が所有し、家族または障がい者等本人が運転する場合 ③障がい者等本人が所有し生計を同じくする三親等以内の者が運転する場合 ④障がい者等（免許のない人を含む）のみで構成されている世帯で、障がい者等が所有し、通学・通院等に使用するため市が常時介護証明（週３回以上）を発行し、介護者が運転している場合に自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免になります。

●対象となる人

身体障害者手帳の交付を受けている人

障がいの区分		障がい者所有・障がい者運転①	左記以外の場合②③④
		障がいの等級	障がいの等級
視覚障がい		２級の３及び４ ３級の３及び４	１級から３級までの各級 及び４級の１
聴覚障がい		２級及び３級	
平衡機能障がい		３級	
音声・言語・そしゃく機能障がい		３級	
上肢不自由		１級及び２級	
下肢不自由		１級から６級までの各級	１級から４級までの各級
体幹不自由		１級から３級までの各級 及び５級	１級から３級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級及び２級	
	移動機能	１級から６級までの各級	１級から４級までの各級
心臓機能障がい		１級及び３級	
じん臓機能障がい		１級及び３級	
呼吸器機能障がい		１級及び３級	
ぼうこう又は直腸の機能障がい		１級及び３級	
小腸機能障がい		１級及び３級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい		１級から３級までの各級	
肝臓機能障がい		**１級から３級までの各級**	

療育手帳の交付を受けている人

障がいの区分	障がい者所有・障がい者運転①	左記以外の場合②③④
	障がいの等級	障がいの等級
知的障がい	Ａ１・Ａ２・Ａ３・Ｂ１	左に同じ

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障がいの区分	障がい者所有・障がい者運転①	左記以外の場合②③④
	障がいの等級	障がいの等級
精神障がい	１級	左に同じ

● 減免の条件

手帳・運転免許証及び車検証の住所は、住民票の現住所と一致していることが必要。
申請年度を遡及して自動車税（種別割）の減免はできません。
排気量の制限なし。ただし、減免上限額あり。障がい者１人につき軽自動車を含めて１台。

●手続き

東福岡県税事務所収税第二課自動車税係または県内の県税事務所（分室を除く）で手続きをします。
自動車税（環境性能割）及び新規登録に伴う自動車税（種別割）については、登録時に福岡運輸支局構内の東福岡県税事務所（千早分室）で手続きをすることができます。

●申請に必要な書類など

① 減免申請書
② 自動車検査証（令和５年１月より車検証が電子化されたため、電子車検証をお持ちの方は、「電子車検証」の原本及び最新の「自動車検査証記録事項」が必要）
③ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）の原本
④ 運転免許証（コピー可※ただし両面必要）
⑤ 車の所有者の個人番号に係る書類（個人番号が確認できるもの、身元確認ができるもの等。詳細については県税事務所におたずねください。）

※同居の家族が自動車を所有または運転する場合は、上記のほかに下記のものが必要です。

⑥ 住民票謄本（世帯全員・続柄記載）発行から３か月以内のもの
（同居であっても世帯が別の場合は住民票と併せて戸籍抄本等も必要）

※所有者（納税義務者）、運転者が障がい者の方と生計を一にする者であるが、別居しているときはほかに健康保険証、通院・通所の証明書等が必要となりますので、詳細については県税事務所にお尋ねください。また、常時介護者が運転する場合は、市が発行する常時介護証明のほか、必要な書類については、県税事務所におたずねください。

※視覚障がいについては、平成３０年７月に基準が改正され、等級が改定されました。手帳の交付時期により級の読み替えが必要ですので、県税事務所にお尋ねください。

●注意事項

すでに減免適用を受けた車を買い替える場合は、前の車を福岡運輸支局で抹消または第三者への名義変更の手続きをしないと以後減免ができません。（前の車の抹消・名義変更が確認できる書類の写しの提出が必要です。）

●お問い合わせ

東福岡県税事務所　収税第二課
福岡市東区箱崎１丁目１８－１　自動車税第一係　TEL　092-641-0236
自動車税第二係　TEL　092-641-0237
東福岡県税事務所　千早分室
福岡市東区千早３丁目１０－４０　福岡運輸支局構内　TEL　092-661-5456
福岡県ホームページアドレス
「身体障がい者等の方の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免制度概要」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinsyougenmenseido.html

軽自動車税（種別割）の減免

●減免の条件

減免の対象となる障がい者等１人につき「普通自動車または、軽自動車（原動機付自転車を含む）」１台のみ減免できます。

① 障がい者等本人が所有し、自ら運転する場合。
② 障がい者等本人と生計を同じくする者が所有し、生計を同じくする者が運転する場合。
③ 障がい者等本人が所有し、生計を同じくする者が運転する場合。
④ 障がい者等（免許のない人を含む）のみで構成されている世帯で、障がい者等が所有し、通学・通院等に使用するため市が常時介護証明（週３回以上）を発行し、介護者が運転している場合。

●対象となる人

２８ページの表に示した人と同じです。

●手続き

軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いてから納期限（毎年５月末日、末日が土日祝の場合は次の月曜日）までに以下の書類を持参して申請を行います。

※軽自動車税（種別割）の納税通知書は毎年５月１日頃に発送します。
※減免申請は、毎年必要です。

●申請に必要な書類

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
② 運転者の運転免許証　③ 軽自動車税（種別割）の納税通知書　④ 個人番号カード等
⑤ 代理人が申請する場合、納税義務者本人が書いた委任状等（詳しくはお問い合わせください。）

※軽自動車税（種別割）の減免申請の際には個人番号（法人の場合は法人番号）を申請書にご記入いただきます。このとき、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。

●減免申請を郵送でも受け付けます

原則として同一車両につき昨年以前から引き続いて減免を申請される方について、郵送でも申請を受け付けます。（初めての申請の方で郵送申請を希望される方はご相談ください。）

●郵送していただくもの

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの写し
（顔写真がついている面と、障害のある部分や等級の記載がある面の写しが両方必要です。）
② 運転者の運転免許証の写し
③ 軽自動車税（種別割）の納税通知書
④ 個人番号カードまたは通知カードの写し、個人番号入り住民票のいずれか
（紛失した場合はなくても受け付けます。）

軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いてから納期限まで受け付けます。（必着）

郵送申請のあて先
〒811－3492　宗像市東郷一丁目１番１号　宗像市税務課固定資産税係

※減免の決定は、６月上旬頃になります。減免決定通知及び車検用納税証明書を郵送しますのでご確認ください。また、病気などの理由で期限内に申請できない方は、事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ

宗像市役所　税務課　固定資産税係　　TEL　0940-36-7351　FAX　0940-36-2831

事業税の非課税

●対象となる事業

両眼の視力を喪失した方又は万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある方は矯正視力について測定したもの）が０．０６以下である方の行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は個人事業税が非課税となります。

●お問い合わせ

東福岡県税事務所　課税第１課　事業税係
〒812-0053　福岡市東区箱崎 1-18-1
TEL　092-641-0146　　FAX　092-641-0136

預貯金等の利子非課税

障がいに応じて３５０万円までの預貯金等の利子が非課税扱いになる場合があります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ

各金融機関